

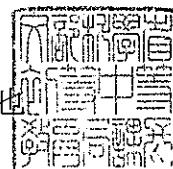


26初児生第27号  
平成26年7月1日

各都道府県教育委員会指導事務主管部課長  
各指定都市教育委員会指導事務主管部課長  
各都道府県私立学校主管部課長  
附属学校を置く各国立大学法人の長 殿  
株式会社立学校を認定した各市町村担当部課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

内藤 敏



(印影印刷)

児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議のまとめ  
「子供に伝えたい自殺予防」及び「子供の自殺等の実態分析」について（周知）

文部科学省においては、これまで自殺対策基本法等の趣旨を踏まえ、児童生徒の自殺予防のための施策を進めてきましたが、平成18年8月から開催された「児童生徒の自殺予防に向けた取組に関する検討会」の第1次報告の提言内容を踏まえ、「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」を継続的に開催し、平成21年3月には「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」、平成22年3月には「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」、平成23年3月には米国における子供に対する自殺予防教育の現況調査についての結果を含む「平成22年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議審議のまとめ（以下、「平成22年度審議のまとめ」という。）」を作成・公表しました。

その後、同会議では、平成23年度より、子供を直接対象とする自殺予防教育を我が国において実施する場合の在り方について、調査研究を継続的に行うとともに、平成25年度より、「平成22年度審議のまとめ」後の各自治体における運用状況や、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）における重大事態への対処の規定等を踏まえ、背景調査の在り方について、必要な見直しを検討してまいりました。平成25年度は、これらにあわせて、平成23年6月1日文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知「児童生徒の自殺等に関する実態調査について」（23初児生第8号）で依頼した、「児童生徒の自殺等に関する実態調査」によりこれまで収集できた調査票を基として、子供の自殺等の実態分析を進めました。

このたび同会議では、これらの検討の成果として、「子供に伝えたい自殺予防（学校

における自殺予防教育導入の手引)」(別添1), 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」及び「子供の自殺等の実態分析」(別添2)について, 審議のまとめを行いました。自殺予防教育及び実態分析に関しては本通知で, 背景調査の指針については, 本日付初等中等教育局長通知「『子供の自殺が起きたときの背景調査の指針』の改訂について」で, 周知します。文部科学省では今後, 児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会を開催するなどして, これら審議のまとめを周知したいと考えています。

貴職におかれましては, 下記及び別添の内容について理解を深めるとともに, 都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し, 都道府県にあっては所管の私立学校に対し, 国立大学法人にあっては設置する附属学校に対し, 株式会社立学校を認定した市町村にあっては認可した学校に対し, 下記及び別添の内容の周知を図り, 自殺予防教育の実施の検討を含め, 子供の自殺予防の取組充実に努めるよう, よろしくお願ひします。

なお, 「子供に伝えたい自殺予防」(別添1)に関しては, 編集・印刷した資料を, 各学校まで配布できるよう準備しておりますので, 併せてお知りおきください。また, 「子供の自殺等の実態分析」(別添2)の分析の基となった, 「児童生徒の自殺等に関する実態調査」に関しては, 今後ともデータ収集を継続し, 実態把握に活用したいと考えていますので, 引き続き, 調査票の提出に御理解・御協力を願いします。

## 記

### 1. 「子供に伝えたい自殺予防(学校における自殺予防教育導入の手引)」について(別添1)

#### (1) 子供を直接対象とする自殺予防教育の必要性

自殺の危険とその対応について, 正しい知識を子供に与えることは, 現時点での自殺予防にとどまらず, 生涯にわたる心の健康の基礎づくりとしても重要であることなど, 子供を直接対象とする自殺予防教育の必要性を的確に理解することが必要であること。

#### (2) 子供を直接対象とした自殺予防教育を実施する上での前提条件

学校において子供を対象とした自殺予防教育を実施する以上, 予想外の出来事が起きる可能性も十分に検討し, 以下のとおり適切な前提条件を整えた上で, 効果的かつ安全な教育を進める必要があること。

- ・実施前に関係者間で合意を形成しておく

なぜ子供を直接対象とした自殺予防教育が必要なのか, 教師・保護者等の関係者が十分に話し合い, その内容を理解して, 合意に達しておく

- ・適切な教育内容を準備する

一生の間に様々な問題を抱えることは誰にでも起こり得ることであり, 早い段階で気付いて適切な対策を探すことによって, 自殺は予防可能であること等について, 子供に適切な理解を促すとともに, 自分自身や友達の危機に気付い

たら、問題を一人で抱えず信頼できる大人につなぐなど、援助希求的態度を育成する

- ・ハイリスクの子供をフォローアップする

プログラム実施前後のアンケートなどを通してハイリスクの子供に気付き、必要に応じて専門機関へ紹介するなど、適切に支援できる態勢を整える

## 2. 子供の自殺等の実態分析について（別添2）

別添2は、「児童生徒の自殺等に関する実態調査」により平成25年末までに収集された調査票を基に、可能な限りの分析を行ったものであるが、子供の自殺を防ぐための効果的な方策を検討するためには、子供の自殺の実態を的確に把握することが必要であることを踏まえ、各地域においても、子供の自殺が起きたときの調査の実施等、実態把握に努めるとともに、主体的に自殺予防対策の充実を図ることが重要であること。

以上

（担当）初等中等教育局児童生徒課生徒指導室  
生徒指導企画係

電話 03(5253)4111(内線3298)

FAX 03(6734)3735

E-MAIL s-sidou@mext.go.jp